

外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程

(平成十八年三月三日会規第七十六号)

改正 平成二〇年二月 五日

同 二六年 五月三〇日

同 二六年一月二日 五日

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 外国法事務弁護士の事務所等の名称等(第三条—

第九条の二)

第二章の二 外国法事務弁護士法人及びその事務所の名

称等(第九条の三—第九条の十一)

第三章 違反行為に対する措置(第十条・第十一条)

第四章 雑則(第十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、外国法事務弁護士及び外国法事務弁

護士法人の事務所等の名称並びに外国法事務弁護士法人の名称に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事務所名称 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の事務所等の名称をいう。

二 法人名称 外国法事務弁護士法人の名称をいう。

三 社員等 外国法事務弁護士法人の社員又は使用人である外国法事務弁護士をいう。

四 共同事務所 複数の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人が共にする事務所

(一の外国法事務弁護士法人の事務所及び一の弁護士法人の法律事務所を除く。)をいう。

五 特別措置法 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)をいう。

六 外国法共同事業 特別措置法第二条第十五号に規定する外国法共同事業をいう。

第二章 外国法事務弁護士の事務所等の名称等

(外国法事務弁護士の事務所名称)

第三条 外国法事務弁護士(外国法事務弁護士法人の社員等を除く。以下この条において同じ。)の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。ただし、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法事務弁護士が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所(弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。)を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、これと同一の名称を使用することができる。

2 外国法事務弁護士の事務所の中には、他の個人又は団体(当該外国法事務弁護士が事務所を共にする外国法事務弁護士又はその事務所を除く。)の名称を用いてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの(以下「所属事業体」という。)の名称を用いる場合であつて、次の

- 3 -

イ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がない場合

ロ 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がある場合において、その外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にするとき。

二 前項ただし書の規定により弁護士又は弁護士法人と同一の名称を使用する場合

3 外国法事務弁護士の事務所の中には、「法律事務所」、「弁護士法人」又は「外国法事務弁護士法人」の文字を用いてはならない。ただし、第一項ただし書の規定により弁護士又は弁護士法人と同一の名称を使用する場合であつて、「法律事務所」の文字を用いるときは、この限りでない。

(使用文字)

第四条 外国法事務弁護士の事務所名称には、規則で定めるところにより、日本文字のほか、ローマ字、アラビア数字その他の符号を用いることができる。

(同一名称の禁止)

第五条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会の地域内にあ

- 4 -

る他の外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の事務所名称と同一の名称をその事務所名称としてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 自己の氏又は氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名の氏又は職務上の氏名をいう。以下同じ。）のみを用いる場合

二 共同事務所の他の外国法事務弁護士（当該共同事務所
の外国法事務弁護士であつた者で、その共同事務所
に所属していた期間中に、特別措置法第三十条第一項
第五号の規定により外国法事務弁護士名簿の登録を取
り消されたものを含む。次号において同じ。）の氏又
は氏名のみ（複数の氏又は氏名を列記する場合に、当
該氏又は氏名に加えて、規則で定めるところにより使
用が許される符号を用いるときを含む。）を用いる場
合

三 自己の氏又は氏名及び共同事務所の他の外国法事務
弁護士の氏又は氏名のみ（当該氏又は氏名に加えて、
規則で定めるところにより使用が許される符号を用い
る場合を含む。）を用いる場合

四 第八条の二第一項の規定により共同事務所他の外
国法事務弁護士と同一の事務所名称を用いる場合

- 5 -

五 外国法事務弁護士法人が当該地域内において従たる
事務所のみを有する場合に、その外国法事務弁護士法
人の主たる事務所の名称と同一の名称を用いるとき。

（複数名称の禁止）

第六条 外国法事務弁護士は、その事務所に複数の事務所
名称を付してはならない。

（誤認のおそれのある名称の禁止）

第七条 外国法事務弁護士は、不正の目的をもって他の外
国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁
護士法人と誤認されるおそれのある事務所名称を付して
はならない。

（品位を損なう名称の禁止）

第八条 外国法事務弁護士は、その事務所に品位を損なう
名称を付してはならない。

（共同事務所における事務所名称）

第八条の二 外国法事務弁護士は、他の外国法事務弁護
士と事務所を共にするときは、当該他の外国法事務弁護
士と同一の事務所名称を自己の事務所名称として付さな
ければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この
限りでない。

（社員等の事務所名称）

- 6 -

第八条の三 社員等は、自己が所属する外国法事務弁護士
法人の事務所の名称を、自己の事務所名称として付さな
ければならない。

(弁護士に雇用される場合等の事務所名称)

第八条の四 弁護士に雇用される外国法事務弁護士及び弁
護士法人の使用人である外国法事務弁護士は、当該弁
護士又は弁護士法人の事務所の名称を、自己の事務所名称
として付さなければならぬ。

(事務所名称の届出義務)

第九条 外国法事務弁護士は、その事務所に名称を付し、
規則で定めるところにより、本会に届け出なければなら
ない。

2 外国法事務弁護士は、その事務所の名称として、前項
の規定により届け出た名称以外の事務所名称を使用して
はならない。

(共同事務所の届出等)

第九条の二 外国法事務弁護士は、第八条の二ただし書の
規定により共同事務所の他の外国法事務弁護士と同一の
事務所名称を自己の事務所名称として付さないとき、自
己が社員等でない外国法事務弁護士法人と事務所を共に
しようとするとき、又は次に掲げるときを除き弁護士若

- 7 -

しくは弁護士法人と事務所を共にしようとする場合は、
当該他の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁
護士又は弁護士法人と連名で、事務所を共にする旨を本
会に届け出なければならない。

一 当該弁護士に雇用され、又は当該弁護士法人の使用
人となるとき。

二 当該弁護士又は弁護士法人と外国法共同事業を営む
とき。

三 当該弁護士を雇用するとき。

2 前項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、そ
の事務所名称に、当該他の外国法事務弁護士、外国法事
務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人と事務所を共にす
る旨及び当該他の外国法事務弁護士、外国法事務弁
護士法人、弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を付加しな
ければならない。

3 前二項の規定による届出及び事務所名称の表示に関し
て必要な事項は、規則で定める。

第二章の二 外国法事務弁護士法人及びその事務所
の名称等

- 8 -

(登記名称以外の法人名称の使用禁止)

第九条の三 外国法事務弁護士法人は、その法人名称として、登記された法人名称以外の名称を使用してはならない。

(同一の法人名称の禁止)

第九条の四 外国法事務弁護士法人は、所属弁護士会の地域内にある他の外国法事務弁護士法人の法人名称又は事務所名称と同一の名称をその法人名称としてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 他の外国法事務弁護士法人が当該地域内において従たる事務所のみを有する場合に、その外国法事務弁護士法人と同一の法人名称を用いるとき。

二 当該外国法事務弁護士法人の社員の氏又は氏名のみ(複数の氏又は氏名を列記する場合に、当該氏又は氏名に加えて、規則で定めるところにより使用が許される符号を用いるときを含む。)を用いる場合

三 外国法事務弁護士が外国法事務弁護士法人を設立するに当たって、当該外国法事務弁護士が現に届け出た事務所名称であって人名を用いたものを法人名称とする場合

(外国法事務弁護士法人の事務所名称)

- 9 -

第九条の五 外国法事務弁護士法人は、その事務所名称中に当該外国法事務弁護士法人の法人名称を用いなければならない。ただし、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の主たる事務所については、当該外国法事務弁護士法人が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士

人と事務所(弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。)を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護士又は弁護士法人の事務所(弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。)の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、これと同一の名称を使用することができる。

2 外国法事務弁護士法人の事務所名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該外国法事務弁護士法人の社員の所属事業体の名称を用いる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がない場合

ロ 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事

- 10 -

務弁護士又は外国法事務弁護士法人がある場合において、その外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にするとき。

二 前項ただし書の規定により弁護士又は弁護士法人と同一の名称を使用する場合

3 外国法事務弁護士法人の事務所の中には、「法律事務所」又は「弁護士法人」（「外国法事務弁護士法人」の文字に使用されている場合を除く。）の文字を用いてはならない。ただし、第一項ただし書の規定により弁護士又は弁護士法人と同一の名称を使用する場合であつて、「法律事務所」の文字を用いるときは、この限りでない。

（複数名称の禁止）

第九条の六 外国法事務弁護士法人は、一の事務所に複数
の事務所名称を付してはならない。

（同一の事務所名称の禁止）

第九条の七 外国法事務弁護士法人は、所属弁護士会の地域内にある他の外国法事務弁護士法人の法人名称又は事務所名称と同一の名称をその事務所名称としてはならない。ただし、第九条の四ただし書の規定により同一の名称を法人名称とすることができる場合において、当該法

- 11 -

人名称を主たる事務所の事務所名称とするときは、この限りでない。

（従たる事務所の名称）

第九条の八 外国法事務弁護士法人の従たる事務所の名称は、法人名称又は主たる事務所の事務所名称に従たる事務所であることを明示した文言を付加した名称としなければならぬ。

（事務所名称の届出義務）

第九条の九 外国法事務弁護士法人は、その事務所に名称を付し、規則で定めるところにより、本会に届け出なければならぬ。

（共同事務所の届出等）

第九条の十 外国法事務弁護士法人は、その社員等でない外国法事務弁護士若しくは他の外国法事務弁護士法人と事務所を共にしようとするとき、又は次に掲げるときを除き弁護士若しくは弁護士法人と事務所を共にしようとする場合は、当該外国法事務弁護士、他の外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人と連名で、事務所を共にする旨を本会に届け出なければならない。

一 当該弁護士又は弁護士法人と外国法共同事業を営むとき。

- 12 -

二 当該弁護士を雇用するとき。

2 前項の規定による届出をした外国法事務弁護士法人については、第九条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

(準用)

第九条の十一 第四条、第七条、第八条及び第九条第二項の規定は、法人名称及び外国法事務弁護士法人の事務所名称について準用する。

第三章 違反行為に対する措置

(外国法事務弁護士名簿への不記載等)

第十条 本会は、外国法事務弁護士が本会に届け出た事務所名称がこの規程に違反するものであると認めるときは、その事務所名称を外国法事務弁護士名簿に登録しないことができる。

2 本会は、外国法事務弁護士法人が本会に届け出た法人名称又は事務所名称がこの規程に違反するものであると認めるときは、その法人名称又は事務所名称を外国法事務弁護士法人名簿に記載せず、又は記録しないことができる。

- 13 -

(是正措置等)

第十一条 本会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がこの規程に違反すると認めるときは、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に対し、事務所名称又は法人名称の変更を命じ、その他必要な措置を採ることができる。この場合において、本会は、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第四章 雑則

(規則への委任)

第十二条 この規程に定めるもののほか、事務所名称及び法人名称に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この規程は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月五日会規第九二号)

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 (第五条改正)

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範

- 14 -

圈内において理事会で定める日から施行する。

（平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）

2 この規程の施行の際、改正前の外国法事務弁護士事務所
の名称に関する規程第五条第一号の規定により、登録
氏又は登録氏名以外の呼称で登録氏又は登録氏名に代わ
るものとして用いているものを外国法事務弁護士の事務
所名称としている者は、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月三〇日改正）

第十条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行す
る。

附 則（平成二六年一月五日会規第一〇一号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別
会員関係）の整備に関する規程 題名、目
次、第一条、第二条、第二章の章名、第三
条、第四条、第五条、第六条、第七条、第
八条、第八条の二、第八条の三、第八条の
四、第九条、第九条の二、第二章の二、第
一〇条、第一一条、第一二条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行）

第四条 第十一条の規定による改正後の外国法事務弁護士
事務所等の名称等に関する規程第九条の二の規定は、こ
の規程の施行の際現に同条第一項各号列記以外の部分に
規定する場合に該当する外国法事務弁護士についても適
用する。この場合において、同項の規定による届出は、
施行日から二週間以内になければならない。